

別紙③

住民自治組織(区・自治会・町内会等) に関する
アンケート調査報告書

令和3年3月

龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会

龍ヶ崎市

調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、市内の各住民自治組織(区・自治会・町内会等)の組織運営や活動内容の現状、抱える課題などを把握し、調査結果を集計・分析・公表することにより、今後の活動に役立てていくことを目的とします。

2. 調査の内容

- ①住民自治組織(区・自治会・町内会等)代表者等について
- ②報酬や区費(会費)について
- ③組織運営について
- ④未加入世帯等について
- ⑤活動に関する自由意見について

3. 調査期間

令和2年9月11日～10月30日

4. 調査対象者

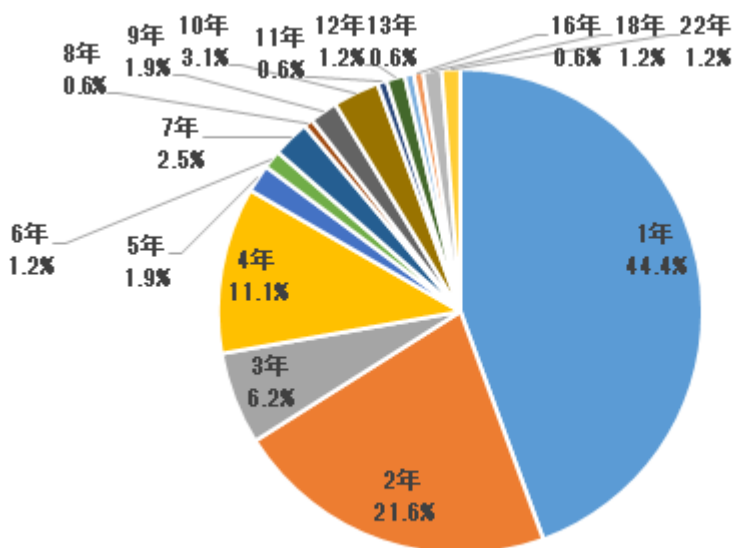
龍ヶ崎市内の住民自治組織(179組織)の代表者

5. 回収率

配布数	回答数	回収率
179	162	90.5%

① 住民自治組織(区・自治会・町内会等)代表者等について

在職年数(今年度含む)

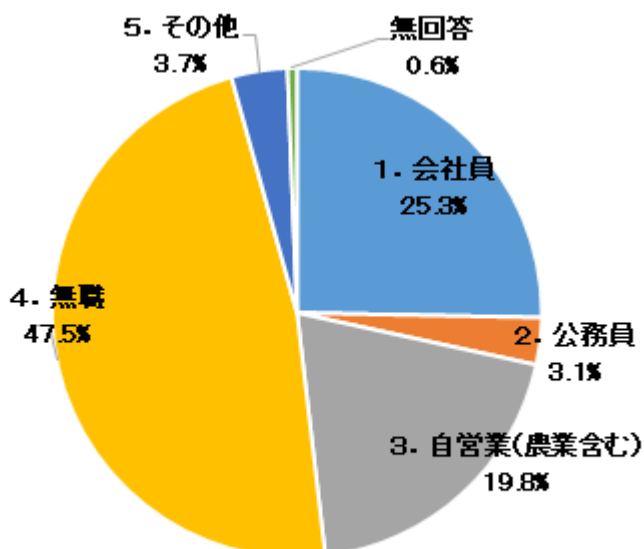


項目	回答数	割合
1年	72	44.4%
2年	35	21.6%
3年	10	6.2%
4年	18	11.1%
5年	3	1.9%
6年	2	1.2%
7年	4	2.5%
8年	1	0.6%
9年	3	1.9%
10年	5	3.1%
11年	1	0.6%
12年	2	1.2%
13年	1	0.6%
16年	1	0.6%
18年	2	1.2%
22年	2	1.2%

n=162

- 在職年数は、「1年」及び「2年」の回答が約7割を占めています。それに対し、「5年」以上は約2割と少数です。
- 在職年数の平均は、3.2年です。

職業

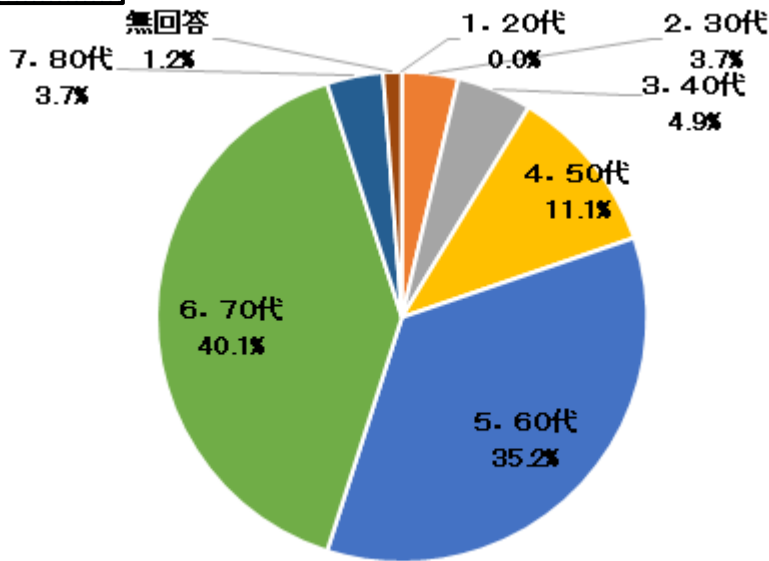


項目	回答数	割合
会社員	41	25.3%
公務員	5	3.1%
自営業(農業含む)	32	19.8%
無職	77	47.5%
その他	6	3.7%
無回答	1	0.6%

n=162

- 職業は、「無職」が約5割、「会社員」と「自営業(農業含む)」がそれぞれ約2割を占めています。
- 「その他」については、「パート」「アルバイト」「会社役員」等の回答でした。

年齢

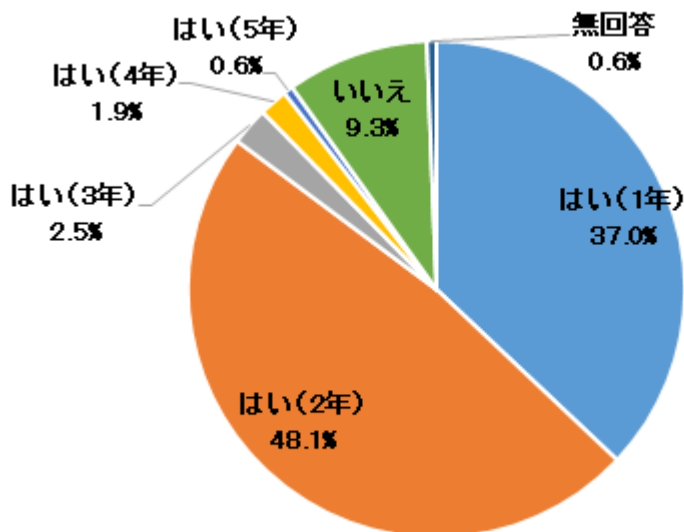


項目	回答数	割合
20代	0	0.0%
30代	6	3.7%
40代	8	4.9%
50代	18	11.1%
60代	57	35.2%
70代	65	40.1%
80代	6	3.7%
無回答	2	1.2%

n=162

- 年齢は、「60代」と「70代」を合わせて約8割を占めています。「50代」が約1割です。
- 「80代」の代表者は6人いますが、一方、「20代」の代表者はいませんでした。

(1)代表者の任期は設けていますか？

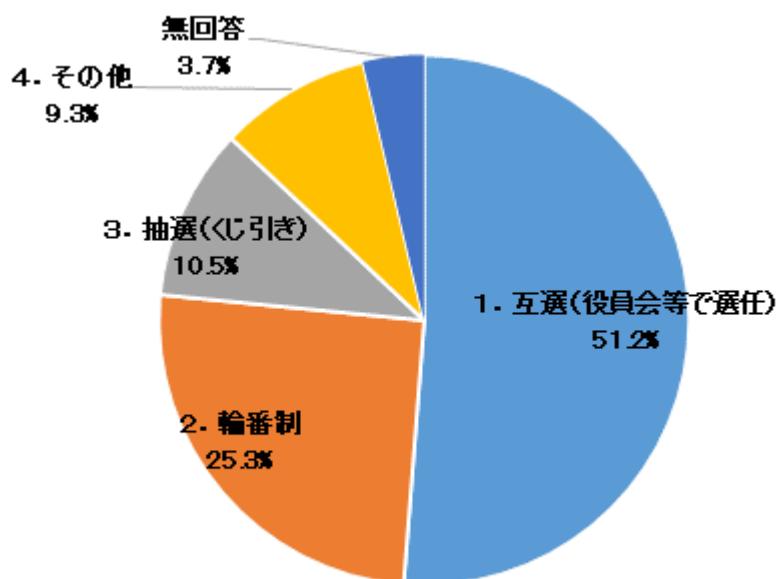


項目	回答数	割合
はい(1年)	60	37.0%
はい(2年)	78	48.1%
はい(3年)	4	2.5%
はい(4年)	3	1.9%
はい(5年)	1	0.6%
いいえ	15	9.3%
無回答	1	0.6%

n=162

- 代表者の任期は、「1年」が約4割、「2年」が約5割となっており、多数を占めています。
- 一方、「3年」以上は、少数となっています。
- 任期を設けていない組織(=「いいえ」の回答)は、約1割となっています。

(2) 代表者の選出方法は次のうちどちらですか？



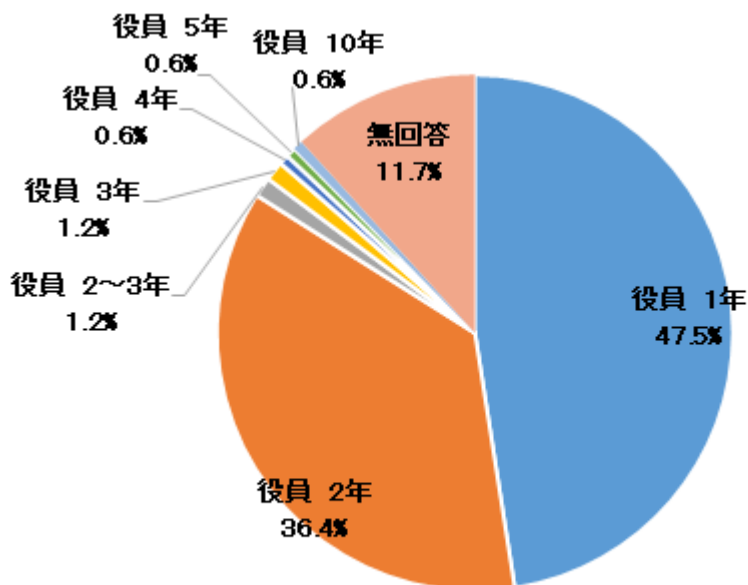
項目	回答数	割合
1. 互選 (役員会等で選任)	83	51.2%
2. 輪番制	41	25.3%
3. 抽選(くじ引き)	17	10.5%
4. その他	15	9.3%
無回答	6	3.7%

n=162

- 代表者の選出方法は、「互選(役員会等で選任)」が約5割、「輪番制」が約3割を占めています。
- 「その他」については、「終身制」、「信任投票」、「推薦」、「立候補制」、「年功制」等の回答でした。

(3) 役員や班長の任期は何年ですか？

ア. 役員

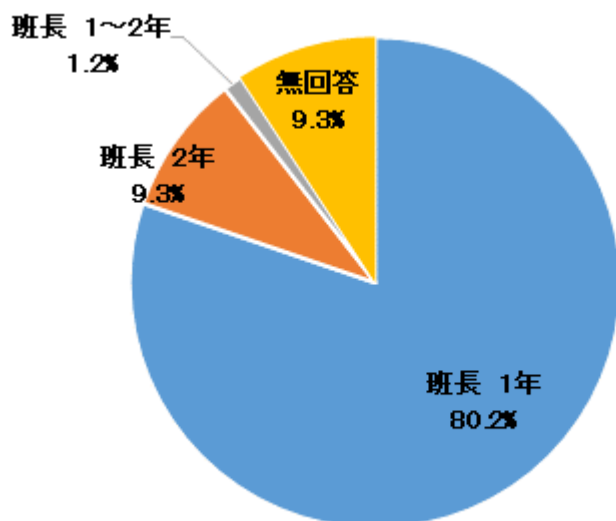


項目	回答数	割合
役員 1年	77	47.5%
役員 2年	59	36.4%
役員 2~3年	2	1.2%
役員 3年	2	1.2%
役員 4年	1	0.6%
役員 5年	1	0.6%
役員 10年	1	0.6%
無回答	19	11.7%

n=162

- 役員任期は、「1年」が約5割、「2年」が約4割となっており、多数を占めています。
- 一方、「3年」以上は、少数となっています。

イ. 班長

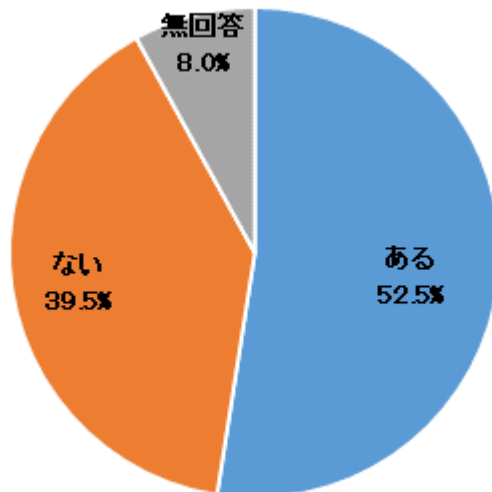


項目	回答数	割合
班長 1年	130	80.2%
班長 2年	15	9.3%
役員 1~2年	2	1.2%
無回答	15	9.3%

n=162

●班長の任期は、「1年」が約8割を占めています。

(4) 代表者、役員、班長の再任を妨げない規定はありますか？

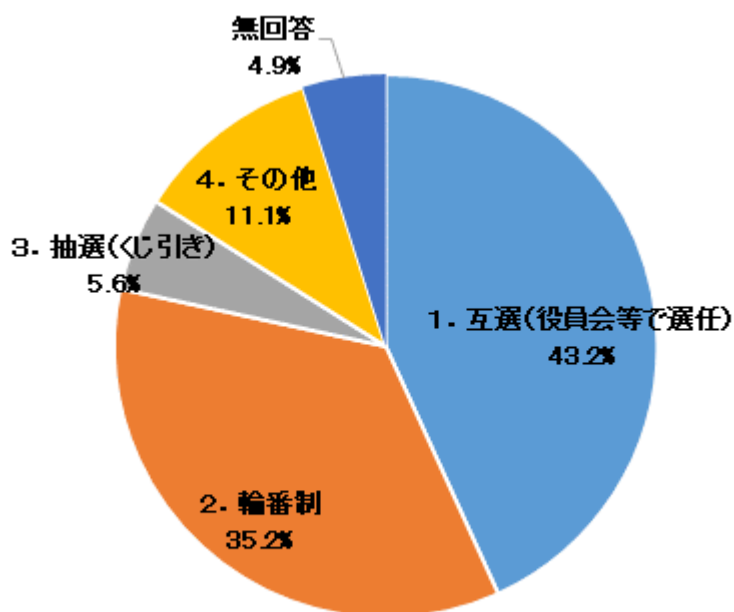


項目	回答数	割合
ある	85	52.5%
ない	64	39.5%
無回答	13	8.0%

n=162

●再任を妨げない規定は、「ある」が半数を超える一方、「ない」は約4割を占めています。

(5) 役員の選出方法は次のうちどちらですか？

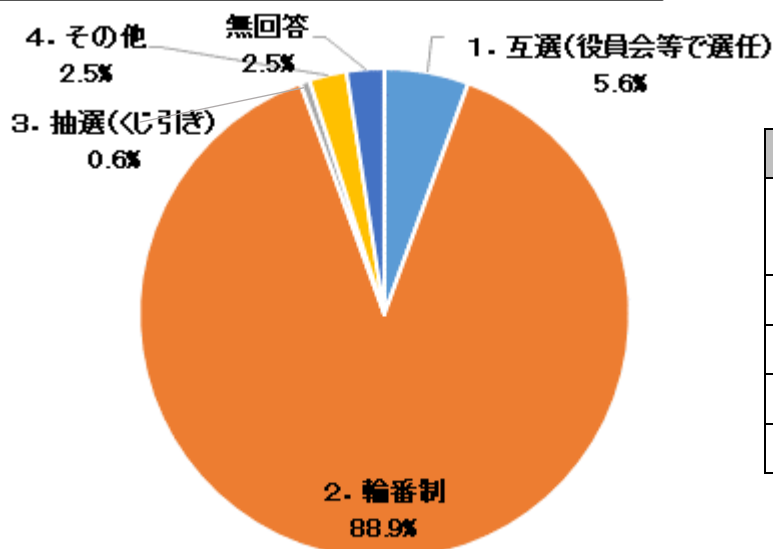


項目	回答数	割合
1. 互選 (役員会等で選任)	70	43.2%
2. 輪番制	57	35.2%
3. 抽選(くじ引き)	9	5.6%
4. その他	18	11.1%
無回答	8	4.9%

n=162

- 役員の選出方法は、「互選(役員会等で選任)」、「輪番制」がともに約4割を占めています。
- 「その他」については、「役員が後任の方を選出」、「会長が直接依頼」、「立候補がなければくじ引き」、「立候補制(推薦含む)」等の回答でした。

(6) 班長の選出方法は次のうちどちらですか？



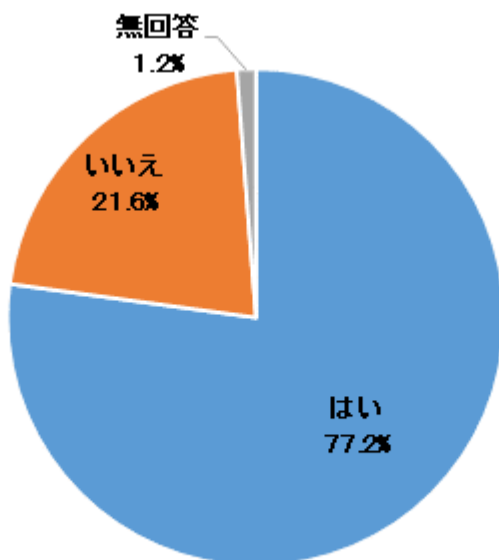
項目	回答数	割合
1. 互選 (役員会等で選任)	9	5.6%
2. 輪番制	144	88.9%
3. 抽選(くじ引き)	1	0.6%
4. その他	4	2.5%
無回答	4	2.5%

n=162

- 班長の選出方法は、「輪番制」が約9割を占めています。
- 「その他」については、「班ごとにより選出方法が異なる」、「役員からの推薦」等の回答でした。

② 報酬や区費(会費)について

(1) 代表者や役員等に報酬を支払っていますか？

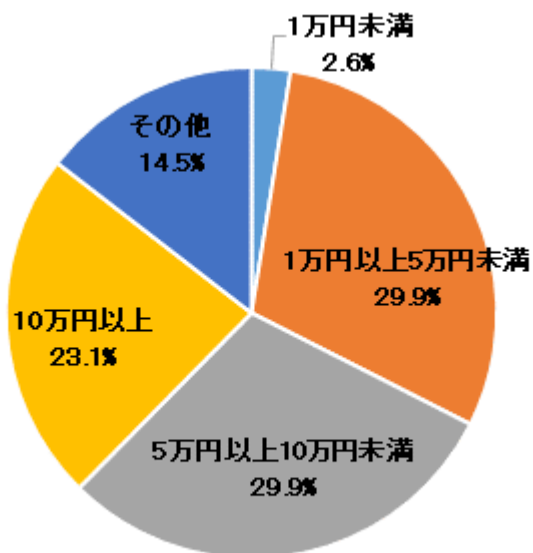


項目	回答数	割合
はい	125	77.2%
いいえ	35	21.6%
無回答	2	1.2%

n=162

●報酬を支払っている組織は、約8割を占めています。

ア. 代表者への報酬(年額)



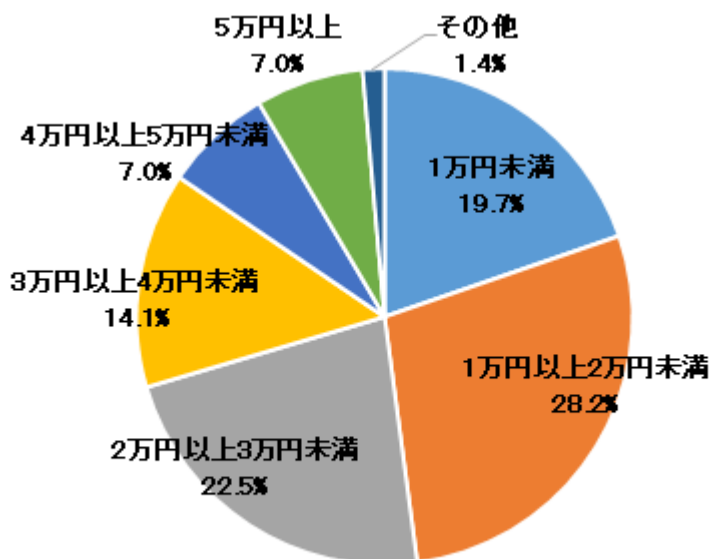
項目	回答数	割合
1万円未満	3	2.6%
1万円以上5万円未満	35	29.9%
5万円以上10万円未満	35	29.9%
10万円以上	27	23.1%
その他	17	14.5%

n=117

*「報酬」には、「役員手当」「活動費」等の代表者に支払うものを指すこととします。

- 代表者への報酬(年額)は、「1万円以上5万円未満」・「5万円以上10万円未満」がそれぞれ約3割を占めています。
- 「その他」については、「市が支給する住民自治組織活動推進奨励金の一部」のほか、「世帯×500円」や「世帯×1,000円」等の回答でした。

イ. 副区長(副会長)への報酬(年額)

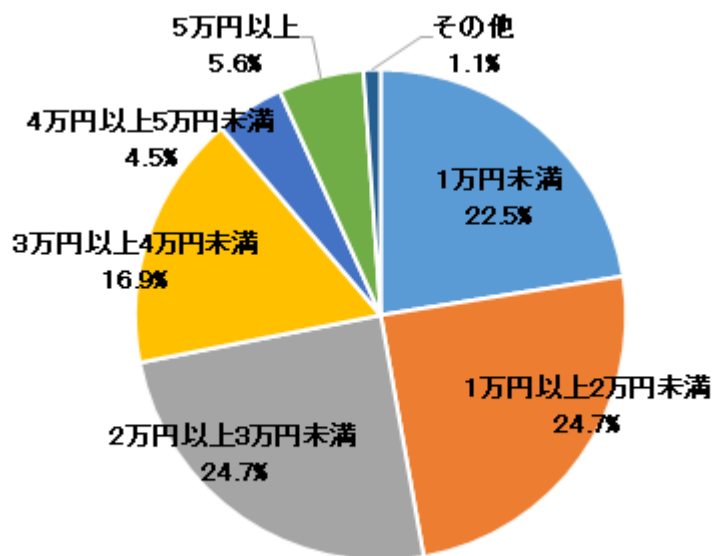


項目	回答数	割合
1万円未満	14	19.7%
1万円以上2万円未満	20	28.2%
2万円以上3万円未満	16	22.5%
3万円以上4万円未満	10	14.1%
4万円以上5万円未満	5	7.0%
5万円以上	5	7.0%
その他	1	1.4%

n=71

- 副区長(副会長)への報酬(年額)は、「1万円未満」が約2割、「1万円以上」から「3万円未満」までが合わせて約5割を占めています。
- 「その他」については、「市が支給する住民自治組織活動推進奨励金の1割」との回答でした。

ウ. 会計への報酬(年額)

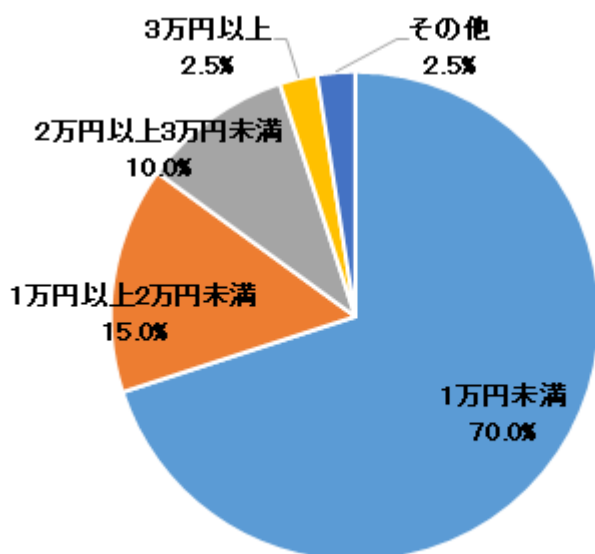


項目	回答数	割合
1万円未満	20	22.5%
1万円以上2万円未満	22	24.7%
2万円以上3万円未満	22	24.7%
3万円以上4万円未満	15	16.9%
4万円以上5万円未満	4	4.5%
5万円以上	5	5.6%
その他	1	1.1%

n=89

- 会計担当へ支払う報酬(年額)は、「1万円未満」が約2割、「1万円以上」から「3万円未満」までが合わせて約5割を占めています。
- 「その他」については、金額の記載はなく「区費(自治会費)から支払われています」との回答でした。

エ. 会計監査への報酬（年額）

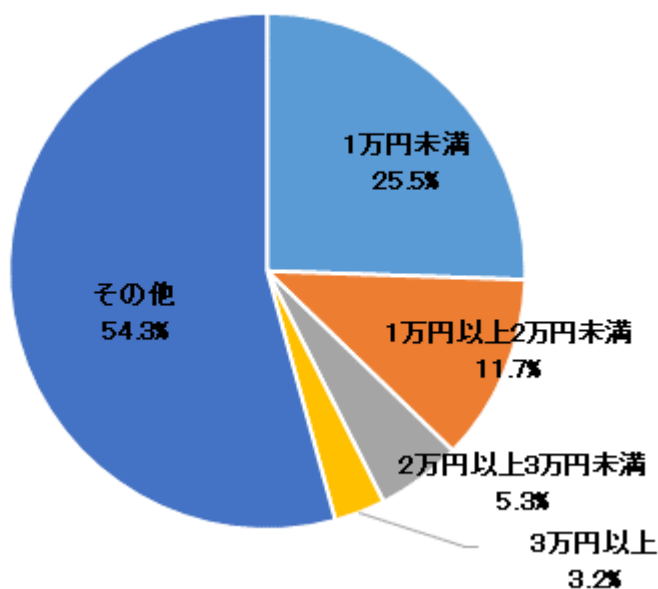


項目	回答数	割合
1万円未満	28	70.0%
1万円以上2万円未満	6	15.0%
2万円以上3万円未満	4	10.0%
3万円以上	1	2.5%
その他	1	2.5%

n=40

- 会計監査への報酬(年額)は、「1万円未満」が7割を占めています。
- 「その他」については、金額の記載はなく「区費(自治会費)から支払われています」との回答でした。

オ. 班長への報酬（年額）

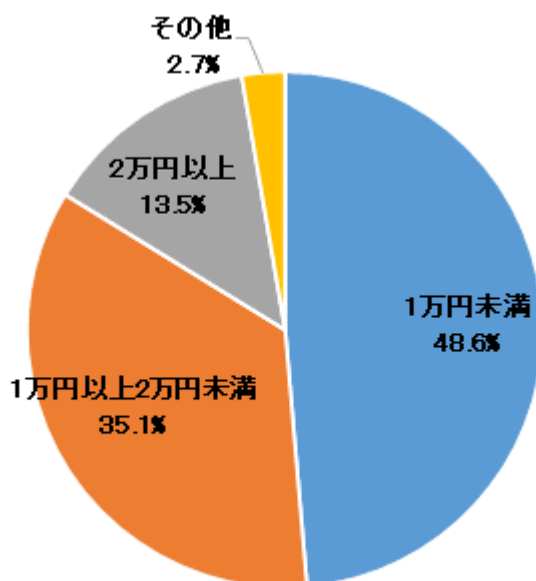


項目	回答数	割合
1万円未満	24	25.5%
1万円以上2万円未満	11	11.7%
2万円以上3万円未満	5	5.3%
3万円以上	3	3.2%
その他	51	54.3%

n=94

- 班長への報酬は、「1万円未満」と「1万円以上2万円未満」が合わせて約4割を占めています。
- 「その他」については、「担当する世帯数に応じた支給(世帯×300円など)」となっています。

カ. その他の役職への報酬（年額）

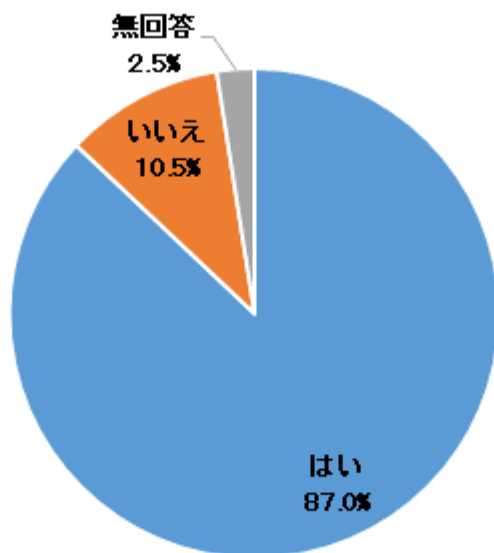


項目	回答数	割合
1万円未満	18	48.6%
1万円以上 2万円未満	13	35.1%
2万円以上	5	13.5%
その他	1	2.7%

n=37

- その他の役職とは、組織により異なりますが、「運営委員」「評議員」「世話人」「相談役」「顧問」「書記」等がこれに該当します。
- 報酬(年額)は、「1万円未満」がほぼ半数(約5割)です。

(2) 会員から「加入時の入会金」や「区費(会費)」は徴収していますか？

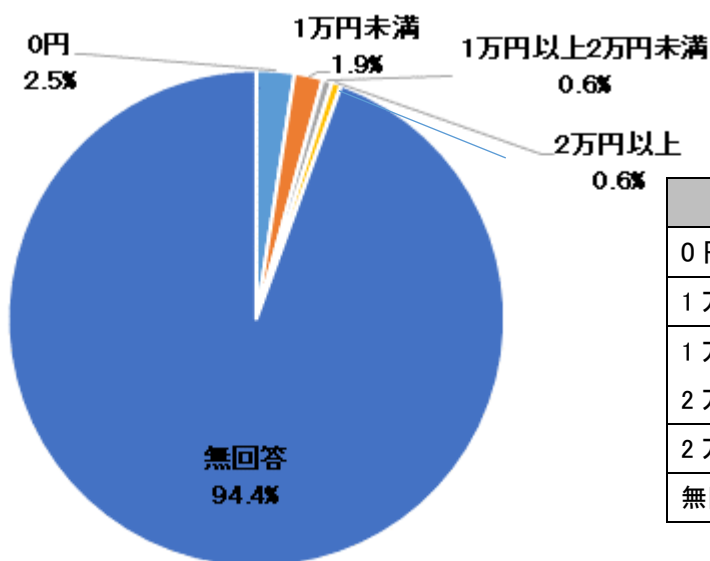


項目	回答数	割合
はい	141	87.0%
いいえ	17	10.5%
無回答	4	2.5%

n=162

- 入会金や区費(会費)を徴収している組織は、全体の約9割を占めています。

ア. 入会金を徴収している場合の金額(年額)はいくらですか？

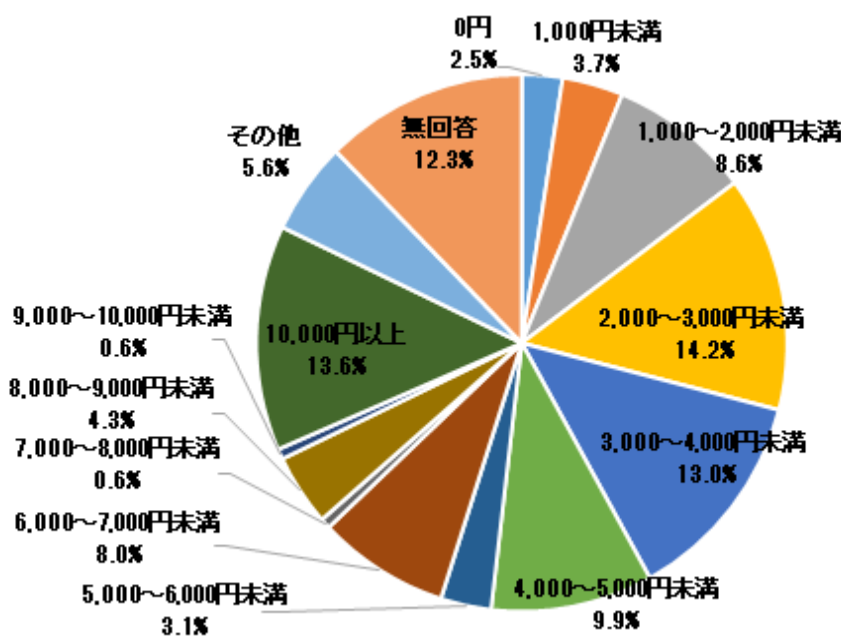


項目	回答数	割合
0円	4	2.5%
1万円未満	3	1.9%
1万円以上2万円未満	1	0.6%
2万円以上	1	0.6%
無回答	153	94.4%

n=162

- 入会金の額について、回答があった組織は5組織でした。
- 一方、無回答(0円を含む)がほとんどでした。これらのことから、入会金を徴収している組織はかなりの少数であると思われます。

イ. 区費(会費)を徴収している場合の金額(年額)はいくらですか？

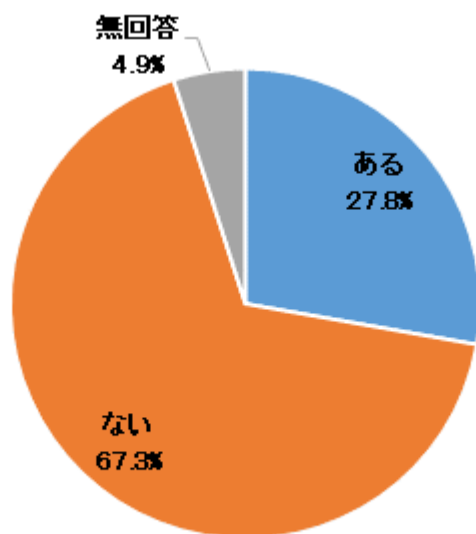


項目	回答数	割合
0円	4	2.5%
1,000円未満	6	3.7%
1,000円以上2,000円未満	14	8.6%
2,000円以上3,000円未満	23	14.2%
3,000円以上4,000円未満	21	13.0%
4,000円以上5,000円未満	16	9.9%
5,000円以上6,000円未満	5	3.1%
6,000円以上7,000円未満	13	8.0%
7,000円以上8,000円未満	1	0.6%
8,000円以上9,000円未満	7	4.3%
9,000円以上10,000円未満	1	0.6%
10,000円以上	22	13.6%
その他	9	5.6%
無回答	20	12.3%

n=162

- 区費(会費)は、「年額1,000円以上」から「年額5,000円未満」が合わせて約5割を占めています
- 「世帯の状況により区分を設け異なる額で区費(会費)を徴収している」組織もありました。
- 世帯数が比較的少ない組織ほど、区費(会費)が高い傾向にあります。

(3)一人暮らし世帯やアパート入居者等に対する区費(会費)の減額や免除はありますか？



項目	回答数	割合
ある	45	27.8%
ない	109	67.3%
無回答	8	4.9%

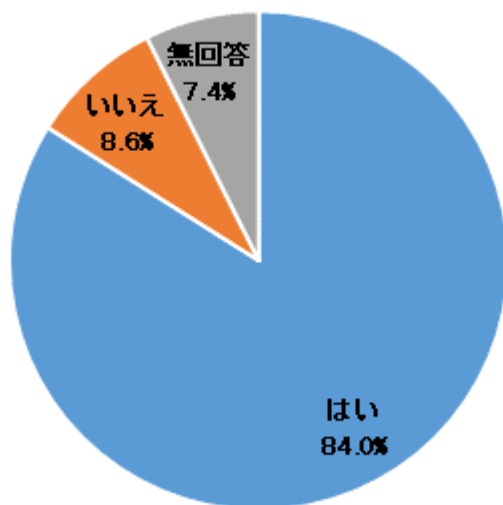
n=162

●減額や免除制度がある組織は約3割で、具体的な内容については下記のとおりになります。

- ・3か月以上家族全員が居ない場合
- ・主たる生計維持者が病気等により会費納入が困難な場合
- ・65歳以上の一人世帯・母子世帯
- ・生活保護受給者 免除
- ・独居高齢者 免除
- ・経済状況によって減額
- ・状況により役員会で対応を決定
- ・生活保護世帯・低年金等で会費納入が困難な世帯は免除
- ・当事者と話し合い決定
- ・ケースバイケースで判断する
- ・一人暮らしで、入院中や施設に入所中の場合、区費を免除 など

③ 組織運営について

(1) 規約(細則)を設けていますか？

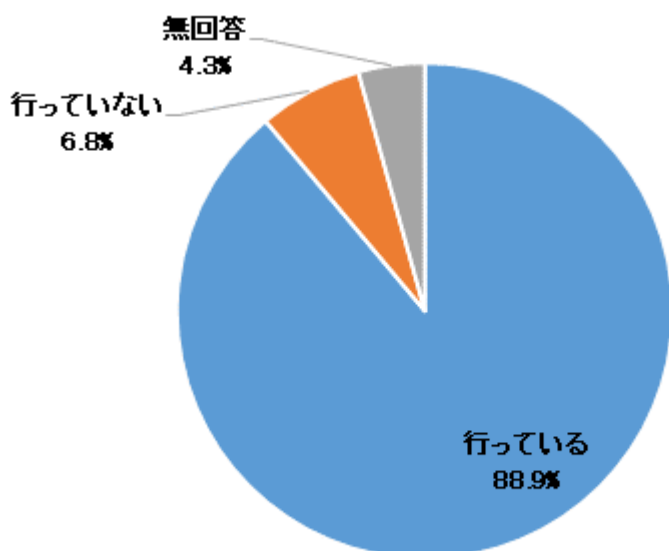


項目	回答数	割合
はい	136	84.0%
いいえ	14	8.6%
無回答	12	7.4%

n=162

●規約(細則)を設けている組織は、約8割を超えています。

(2) 総会や役員会は定期的に行っていますか？

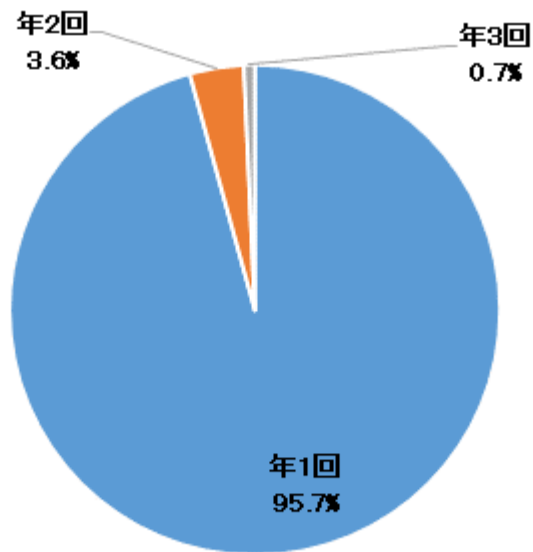


項目	回答数	割合
定期的に行っている	144	88.9%
定期的に行っていない	11	6.8%
無回答	7	4.3%

n=162

●定期的に総会や役員会を行っている組織は、約9割を占めています。
 ●「定期的に行っていない」と回答した組織では、「協議事項や要望があった際の随時開催としている」「集まらない」「場所や時間がない」等を理由に挙げています。

ア. 総会の開催回数は年何回ですか？

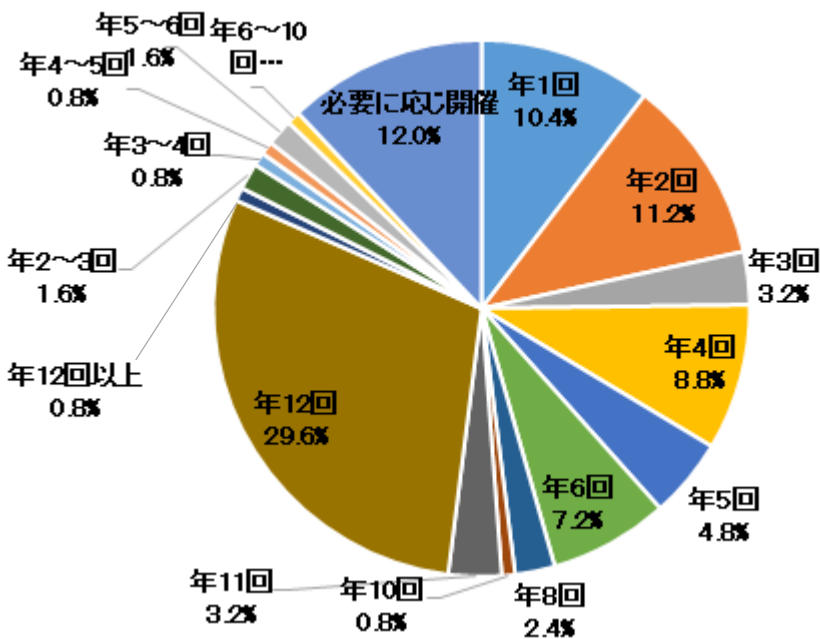


項目	回答数	割合
年1回	134	95.7%
年2回	5	3.6%
年3回	1	0.7%

n=140

●総会の開催回数を、「年1回」と回答した組織は、約9割を超えています。

イ. 役員会の開催回数は年何回ですか？

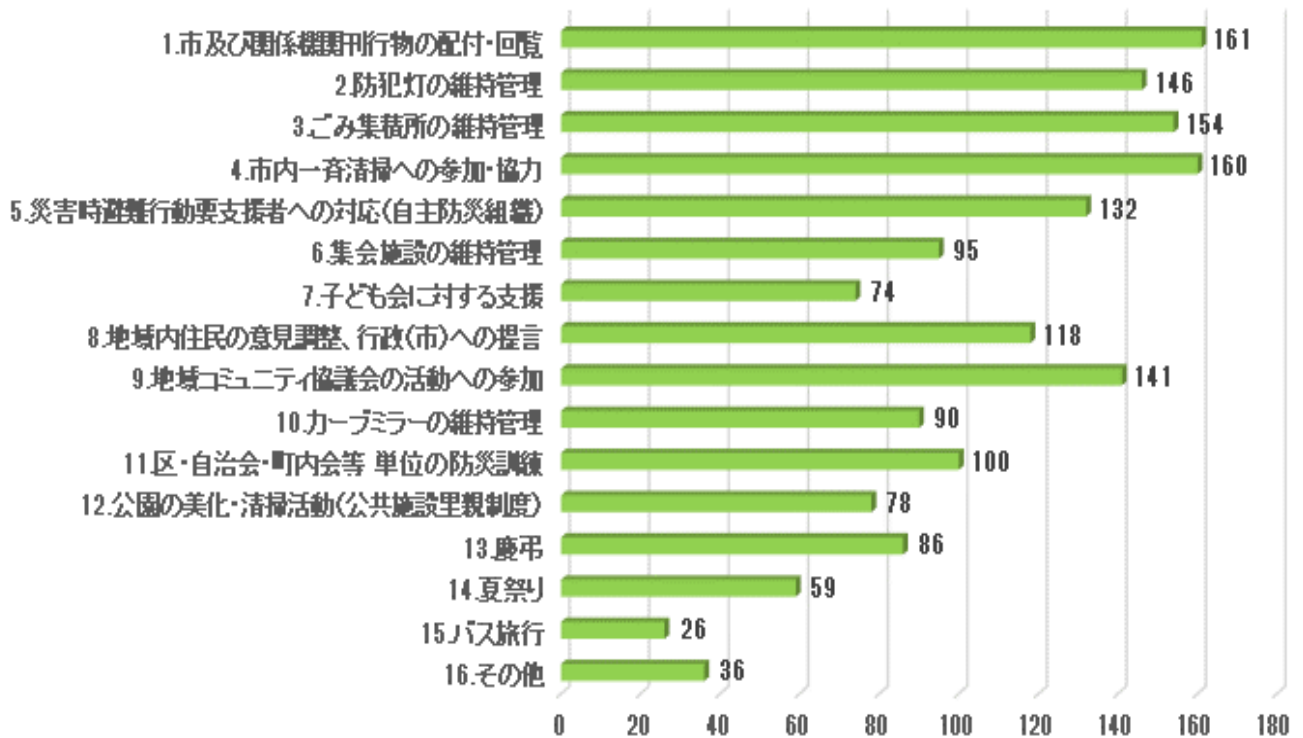


項目	回答数	割合
年1回	13	10.4%
年2回	14	11.2%
年3回	4	3.2%
年4回	11	8.8%
年5回	6	4.8%
年6回	9	7.2%
年8回	3	2.4%
年10回	1	0.8%
年11回	4	3.2%
年12回	37	29.6%
年12回以上	1	0.8%
年2~3回	2	1.6%
年3~4回	1	0.8%
年4~5回	1	0.8%
年5~6回	2	1.6%
年6~10回	1	0.8%
必要に応じ開催	15	12.0%

n=125

- 役員会の開催回数は、「年12回」の組織が最も多く、約3割を占めています。
- 以下、「必要に応じ開催」「年2回開催」などが続いています。

(3) 組織の活動として行っているものはどれですか？(複数回答可。)



n=161

- 「1.市及び関係機関刊行物の配付・回覧」は、回答のあったすべての組織で取り組まれています。
- 多くの組織が「2.防犯灯の管理」「3.ごみ集積所の維持管理」「4.市内一斉清掃への参加・協力」の活動を行っているという回答がありました。これらは、住民の日常生活に密着したものです。
- 「その他」については、「運動会」「新年会」「ボウリング大会」「もちつき」「防犯パトロール」「長寿会への支援」「懇親会」「敬老祝賀会」「カラオケ大会」「ラジオ体操」「輪投げ大会」「祭り」等の回答がありました。

④未加入世帯等について

(1)組織の加入世帯数, 未加入世帯数(わかる範囲で)でお答えください。(令和2年4月1日現在)

全世帯 世帯 → 内訳:戸建て住宅 世帯, 集合住宅(アパートやマンション等) 世帯

※「全世帯数について」

アパートやマンション等の集合住宅については、実際に居住する世帯数を把握することは難しいことから、ここでの「全世帯数」は市へ報告している「住民自治組織代表者届出兼戸数報告書」で報告いただく戸数と同数とすることといたします。

なお、「戸数報告書」における戸数とは、住民自治組織(区・自治会・町内会等)への加入・未加入は問わず、市や関係機関の刊行物(議会だよりやその他行政文書)の配布対象となる戸数をいいます。

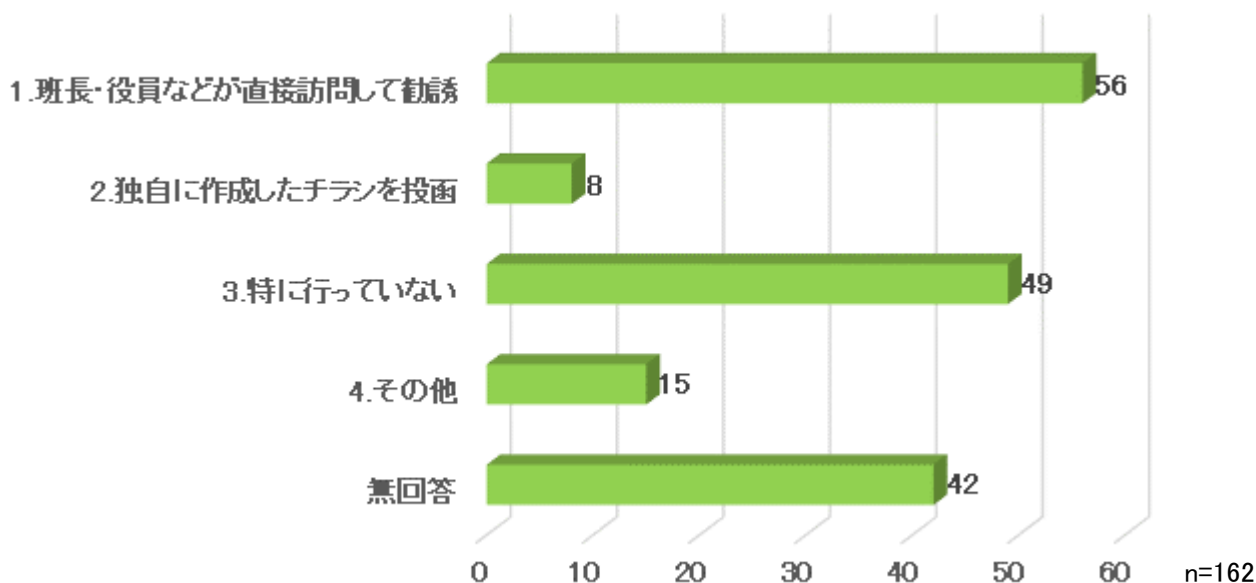
*行政情報を周知する観点から、広く配布いただくようお願いします。

【各地区の加入率】

地区名	加入率	(戸建て住宅)	(集合住宅)
龍ヶ崎	85.67%	97.10%	57.39%
龍ヶ崎西	88.13%	97.00%	53.48%
大宮	94.80%	96.03%	91.25%
北文間	98.60%	98.86%	0%
馴染	87.50%	98.12%	56.77%
川原代	98.12%	99.19%	86.55%
松葉	93.40%	97.63%	55.13%
長山	90.25%	92.76%	43.04%
馴染台	90.37%	95.99%	43.93%
久保台	98.68%	98.93%	84.20%
八原	87.50%	97.93%	45.76%
城ノ内	97.70%	99.57%	87.80%
長戸	98.85%	98.85%	(集合住宅なし)
全体	93.04%	97.53%	58.78%

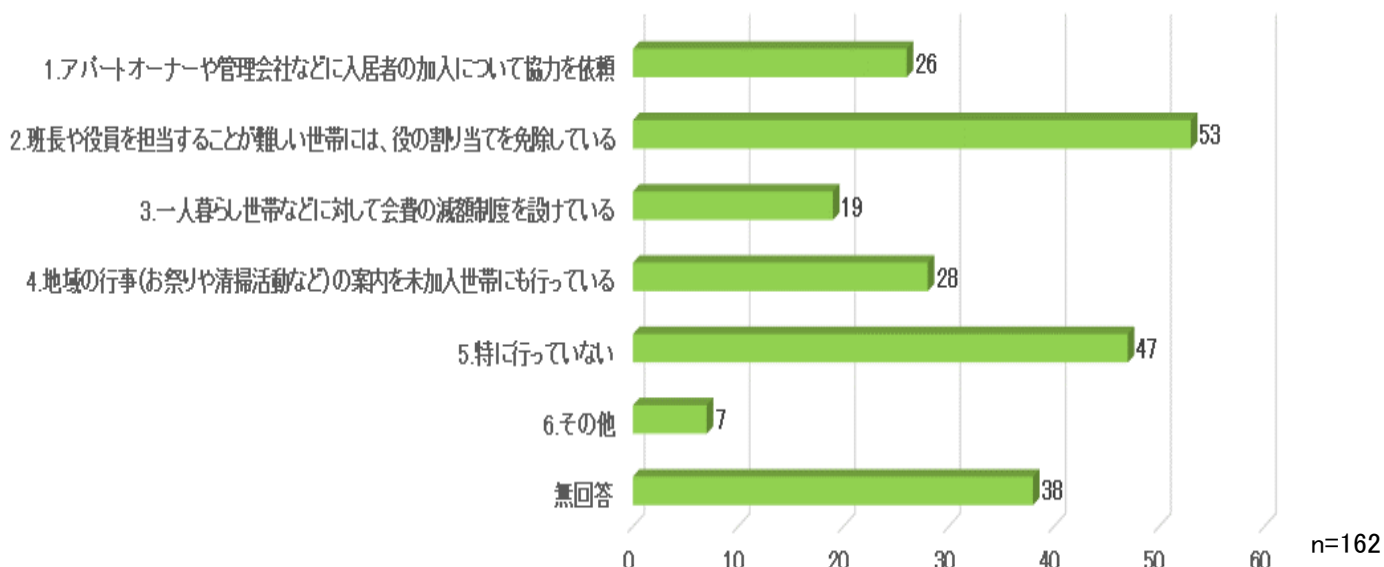
※未回答が23組織ありました。

(2) 未加入世帯に対して行っている対応は次のうちどちらですか？(複数回答可。)



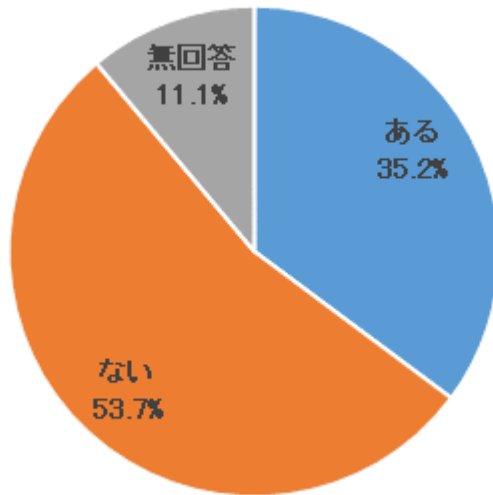
- 未加入世帯の対応については、最も多いのは「1. 班長・役員などが直接訪問して勧誘」、ついで「3. 特に行っていない」となっています。
- 「その他」については、「転入の際に勧誘」「転入者は都度役員が訪問に意向を伺い無理強いはいしない。」「会費徴収時に確認」等の回答でした。

(3) 未加入・脱退者への対応として行っている取組は次のうちどちらですか？(複数回答可。)



- 未加入・脱退者への対応として行っている取組みとして、最も多いのは「2. 班長や役員を担当することが難しい世帯には、役の割り当てを免除している」、ついで「3. 特に行っていない」となっています。
- 「その他」については、「未加入・脱退者にもごみ集積所の清掃当番をお願いしている」「回覧は行わず、配布物は配布している」「80歳以上の世帯及び病気や介護など特段の事情により任せ耐えられない場合には、班長を辞退することができる」等の回答でした。

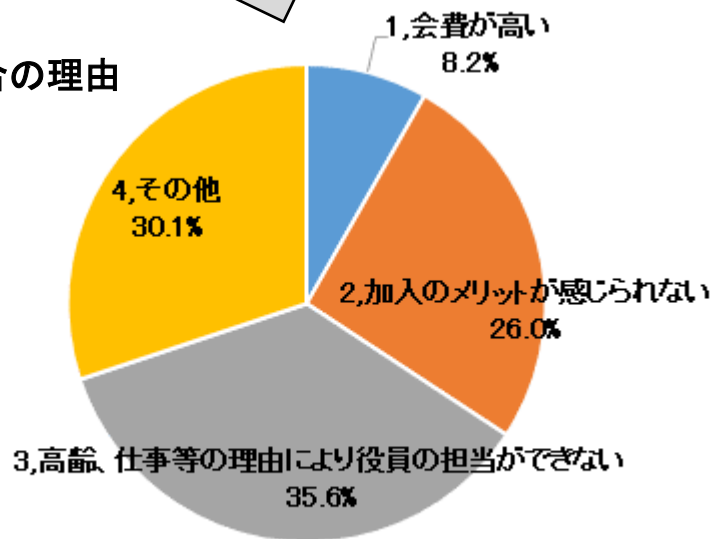
(4) 転出・転居以外の理由で組織を脱退する世帯の例はありますか？



項目	回答数	割合
ある	57	35.2%
ない	87	53.7%
無回答	18	11.1%

n=162

「ある」と答えた場合の理由



- 転出・転居以外で組織を脱退する理由については、「3 高齢、仕事等の理由により役員の担当ができない」が最も多くなっています。
- 「その他」については、「近隣住民間のトラブル」「周りの人と接触したからない」「輪番制の役員が回ってきた時点で退会」等の回答でした。

(5)地域社会において、今後、一層の少子高齢化が見込まれる中、何か取組は行っていますか？

【活動関係】

- ◆ 子ども会とは共に活動できる場を増やす方向で取り組んでいる。長寿会の皆様とも友好的に活動し、できる範囲で参加をお願いしている。
- ◆ 親子もちつき大会等(年4回程度)で、子どもたち優先でやきそば、ポップコーン、綿菓子等を配布。
- ◆ 子育て支援の強化。
- ◆ 子育て支援(子どもを中心とした夏休み期間中のラジオ体操の実施。納涼祭やもちつき大会の実施。)
- ◆ 子育て世代の会員が顔を合わせられるような交流の場を作るよう努力している。
- ◆ 防犯パトロール。定期的に一人暮らし高齢者への見守り活動。
- ◆ 高齢者世帯の見守り。
- ◆ 高齢者ふれあいサロン活動支援を行っている。
- ◆ 高齢者支援を目的とした「地域会議」が立ち上がり、この会合に役員らが定期的に参加して将来対策向けの議論を始動した。
- ◆ 集会場を利用してカフェを開設し高齢者の孤立を防いだり、地域住民の親睦を図る取り組みをしている。
- ◆ 高齢の世帯については、ごみ集積所を利用される以上は、他の世帯と同様町内会費を納めて頂くことにしています。ただ、体力等の理由により班長(役員)やごみ集積所掃除、当番を免除するなど要望に対応しています。
- ◆ 会員相互の親睦を図る目的でバスレクリエーション等を企画している。
- ◆ 会員へのイベントに関するアンケートを実施し、その結果を踏まえて「防災イベント」(防災訓練ともちつき・炊き出し)を実施した。
- ◆ 班数を細分化して、住民同士の近所付き合いを促進する。
- ◆ 年1回自治会まつりを開催。

【減額・免除・助成・祝金等】

- ◆ 世帯全員が80歳以上の場合、役員・班長の免除。
- ◆ 要支援者は行事等の参加免除、班長の輪番はなし。
- ◆ リサイクル当番や班長等について、高齢独り住まいの方で本人申し出があった場合、免除を認めている。
- ◆ 活動参加の免除(80歳以上の高齢者世帯は基本免除。ただし、自治会全体の高齢化が進んでいるため、80歳以上でも元気な方には依頼)。
- ◆ 高齢者については、参加の可否を確認し、活動が難しい場合は免除する。
- ◆ 高齢者の班長免除。
- ◆ 喜寿該当者に記念品の配布を実施。
- ◆ 子どもについては、誕生・入学時に御祝い金を支給する。
- ◆ 子ども会の会員に、1人3,000円の図書券を配布。
- ◆ 子ども会・長寿会への助成を実施している。
- ◆ 新小学1年生、新中学1年生に入学記念品配布実施。
- ◆ 第4子が生まれた場合は、町会より祝金3万円他、アルバム、3子の子どもたちにお菓子詰合せを贈呈。少子化防止による感謝状を贈呈。
- ◆ 区費(会費)の一部を子ども会活動に助成している。

- ◆ 区費の減額や免除。
- ◆ 役員の仕事の軽減。
- ◆ 会則で役員の免除規定を設けてある(①80才以上 ②病気・けが ③家族の介護 ④交代勤務など)。
- ◆ 会員等の死亡時慶弔金の支払い実施。
- ◆ 火事, 災害等時に見舞金の支給。
- ◆ 従来は, 役員・班長とも輪番(役職は抽選)としていたが, 役員になるのが嫌で退会者が続出したことから令和元年度より役員については立候補・推薦制に変更し, 人数も半減した。また, 役員・班長には活動費を支給することとした。

⑤活動に関する自由意見について (自由記載欄)

【役員・班長・担い手等】

- ◆ 役員の選出方法が不明確で民主的に行われていない。
- ◆ 役員の任期(世話係・頭取・区長)2年で全員が交代してしまう。前年の活動が分からないことと申し送り等がないために正直自分でネット等で勉強しないと苦労する。
- ◆ 役員になる人が不足して活動内容が低迷している。
- ◆ 会長を含めて役職が順送りだった為にリーダーシップがとれない人がなると機能しなかった。
- ◆ コミュニティ協議会の委員・役員活動は全くの無収入で, 熱心に取り組むほど, 電話代・ガソリン代・パソコン等の費用を自前で支払っており, このままでは後継者が育たない。
- ◆ 町内会全体による役員なり手の発掘(役員は各区任せてる人, 役員の承認を受ける)
- ◆ 班長を引き受けない家がある(輪番制)。アパート・借家の場合は大家が班長。
- ◆ 役員は毎年交代しているため, 活動は, 毎年, 一から出直しである。引継ぎはするが活動は鈍い。
- ◆ 中間層の人は仕事をしている方が多い(役員はできない)。
- ◆ 定年退職年齢が高齢化して, 自治会活動の役員の引き受け手が減っており, かつ自治会長がコミュニティの協議会役員も務めることによって, 業務量が増えたため, ボランティアで自治会長を引き受ける人材が見つけられなくなっている。
- ◆ 役員の任期は2年であるが, 高齢者でも働いている方が多く自治会活動に参加していただくことが難しくなっている。役員の再任が常態化している。
- ◆ 高齢化が進み, 自治会役員のみ手がない。
- ◆ 高齢化が進む中, 5年後, 10年後に役員会確保や自治会維持を何如に行うか。来年度以降に検討していく予定。
- ◆ 住民の高齢化に伴い, 役員・班長を免除する会員の増加傾向がある。また, ごみ当番, リサイクル当番不可の住民も増加している。
- ◆ 進む高齢化と子育て世代は両親とも勤め, 定年延長等, 町会存続そのものが困難になってきている。
- ◆ かなりのスピードで高齢化が進んでおります。高齢者だけの二世帯, 身体の不自由な方, 認知症の方, 一人暮らしの高齢者も増えており, 輪番制ボランティア役員制度の維持が難しくなっている。
- ◆ 大方の人が, 役員になることに積極的ではないため, 新年度の引継ぎが円滑にできない場合がある。(特に高齢の方, 2巡目が来た, 定年はないのかといった理由)

【活動関係】

- ◆ 今年度から集会所で交流会を新設(コロナ禍のため中止)。
- ◆ 活動の明確化(環境, ごみ問題, 防災活動の強化, 時代にあった町内会規約)
- ◆ 令和2年度重点実施項目として「環境整備」を取り上げ, プロジェクトチームを立ち上げました。特徴は地域でやるべきこと, できること, 行政に依頼することを主眼に対応することです。区民一丸となって地域社会活動を通じ, 共助体制を構築するものです。また, 防災体制の充実, 機能化を図るため防災プロジェクトチームを立ち上げ, スタートしました。特に防災器具の整備。災害時の共助体制の機能化を中心とした対策になります。
- ◆ 何十年も行事内容が同じで参加者が一部(数人)でマンネリ化している。
- ◆ 毎年新年会を実施(成人の日。60名位)
- ◆ 行事の参加がない(アパート・借家の方)
- ◆ 行事を行う場合の準備は, ほとんど高齢者頼りになっている。
- ◆ 高齢化による班戸数等の減少により活動組織の維持が懸念される。将来は市に委ねることも考えられる。
- ◆ イベントへの参加減少(高齢化)。
- ◆ 高齢者, 一人住まい等への家具転倒, 落下防止装置の設置工事支援(検討中)。
- ◆ 民生委員による高齢者, 一人住まいの見守りへの支援の強化(検討中)。
- ◆ 外国人への日本語教室の開催(検討中)。
- ◆ ニュータウン内の自治運営の特色は, コミュニティセンターを核とした運営であるものと考えられます。これにはメリット面よりはるかにデメリットが多いのではないのでしょうか。各自治組織にあっては, 本来自分たちの地域のことは自ら考え・決定し・行動していく自活力を求められているものと存じます。しかし, 実態面では, 協議会組織が自治活動を阻害するネックとなり, 自治会の言わば自活力の喪失に繋がっているのではないのでしょうか。協議会組織を通じて一定の地域づくりの平準化は成し遂げられるかもしれませんが, 地域づくりの主体性, 地域の独自性が薄れていくことが危惧されますし, かつ, 地域リーダーが育たない実態にあります。本来, 自治は住民による自主的な行動を基本とし, 行政の新たな関係へと発展していくという「社会づくり」を行っていくものと思慮します。まずは協議会と行政側の在り方について, その検討・改善等が急務であるのかも知れません。現在, 住民生活が多様化している中, 思いとは相反し「地域の活力が低下」し, また, 「地域課題が見つかりにくくなっている」のではないのでしょうか。さらに, 地域課題があっても, 自ら解決していく力が育たないし, 益々住民の自治活動への参画意識が高まらなくなることも心配です。1年ごとの自治会役員交代は魅力ではありますが, 申し送りの不徹底や取組み成果等が粗雑・簡素になりやすい傾向にあるのではないのでしょうか。
- ◆ 役員を務めるのが嫌で自治会を退会する世帯が頻出したので, 令和元年度より役員の選出方法を「輪番・抽選制」から「立候補・推薦制」に変更し, あわせて活動費の支給を行う制度に変更しました。その効果からか, 現在, 会員の退会はストップしましたが, 一方で役員の引き受け手がなかなか現れない状況となっています。このままでは, 現役員の高齢化等で, 再び従前の輪番制に戻ることを余儀なくされることも想定できます。ただし, もし, 従前の「輪番・抽選制」に戻るとなると再び退会者が頻出し, 徐々に会員数が減少していくことが予想され, その場合には自治組織を維持していくことも難しくなっていくように思われます。地域社会の高齢化が進む中で, 今, 多くの自治会等が程度の違いはあれ, こうした危機的な状況の中にあるのではないのでしょうか。このままでは, 近い将来, 自治会や区会の解散が相次ぎ, 同時に「まち」のスラム化が進んでいくように思われます。特に地縁・血縁のつながりの薄いニュータウン地区は, こうした状況が今後急速に進んでいくのではないのでしょうか。住民自治組織に対する市の支援は, 現

在,元々は「行政事務委託料」であった「住民自治組織活動推進奨励金」のみですが,今後は,組織率の低い自治会等に対し,コンサルタント派遣や相談窓口の設置等,個々の団体に寄り添って活性化のための方策を共に考えていくなど,それぞれの実情に応じた多方面からの支援を行っていくことが肝要ではないかと思えます。

- ◆ 会員に対する気配りが,役員は持つことが重要だと思う。特に活動は行っていない。
- ◆ 今年度,懇親会・もちつき・子ども会・夏祭り等のイベントがすべて中止となったため,消毒液・ハンドソープのセットを自治会費徴収時に個別配布を行った。

【防犯・防災】

- ◆ 児童の見守り防犯サポーターへの謝礼金の新規実施。(年間 200 日前後に及ぶ見守り活動に対して自治会費から謝礼の検討中)
- ◆ ながら防犯パトロール(ウォーキング,ペットの散歩,買い物中等)の強化(検討中)。
- ◆ 防犯・防災に関する意識が低い。
- ◆ 自主防災会の役員を別に設けた。活動計画を具体的に立てられ活動を進めている(防災倉庫の備品,購入の計画 選出,防災組織グループ化,チームリーダーの選出)。

【アパート・マンション等】

- ◆ 住人の高齢化。都内の不動産会社からは,マンション売却依頼が多い。都内の会社が社員寮として探していますというもの。外国人も増加しているように感じる。介護デイサービス車が多数出入りするようになった。救急車がくる回数が増えている。性質上,駅に近い,周囲が混んでいない等によって,活用したいという人たちが増えているのかもしれない。
- ◆ マンション世帯において高齢者の 1 人暮らしの近隣の人たちによる支援について何度かお願いをしたが,「面倒だ」「責任を取らされる」等の理由で相手にしてもらえない。

【ごみ・資源物・清掃等】

- ◆ 近年外国人のアパート入居者が増えており,自治会への未加入はもとより,ゴミ出しや資源物回収でルール違反が目立ち・困惑している。
- ◆ ゴミ捨て方の分別や資源ごみの分け方ができてない方が多く,会長のところに苦情がきて,その都度回覧を出している。
- ◆ ゴミの出し方で苦情がある。リサイクルに出す空き缶・空き瓶を出す人がいるが,だれかわからないため対応ができない。
- ◆ 毎年1回2月に地区内の用排水路の清掃を実施(旧住民は用排水路清掃。新住民は側溝,雨水集積升の清掃。作業保険加入,炊き出し昼食あり)。
- ◆ 伸びた枝切り,道路にはみ出た草を取り除く活動をごみ一斉清掃時に有志にて行います。

【新型コロナウイルス関係】

- ◆ 新型コロナへの対応(小集団の活動⇒PT 会議,環境,防災,広報,祭礼,5ブロックに分け活動)
- ◆ コロナ禍において,自治会活動がストップし,自治会の存在意識も問われる状況である。今後は,コロナ禍が通り過ぎるのを待つだけでなく,国はもちろんのこと,自治体として何ができるのか。また,コロナ禍における自治会の組織形態はそのようにあるべきか問われている。

- ◆ 新型コロナウイルスにより、活動をどこまで自粛し、実施するかは線引きが難しい。パソコンに詳しい、詳しくないなど各年の役員によって活動の精度に落差があること。新型コロナウイルスがあったことで、防災倉庫強化の内容にコロナウイルスによる感染防止の視点を取り入れることができた。

【その他】

- ◆ 行政情報・取り組み方の情報が全くこなかった。
- ◆ 高齢者と若年層のギャップが大きい。
- ◆ 区費(会費)を納めてくれない方に訪問して生活は大変であろうかと言うと、難題を言ってそのままになってしまうことが多い。ある班員に長く住むのであれば「遠い親戚より近くの他人」「向こう三軒両隣」の話をすると、次の月から区費を納めさせて下さいと言ってその後継続しています。今後班長が回ってきたらお引き受けしますと言っていただき有難く感謝いたしました。
- ◆ 公園里親制度の継続が難しい。今までのリーダーが高齢になり、区会の役員に降ろされたが、そもそも任期が1年の役員に花壇整備は難しい。(花壇は好きじゃない人じゃないとできないと思う。知識・経験不足)

【市への要望】

- ◆ 組織としてやるが多すぎる。高齢化も進んでいるので今後会員が減るのは必然だと思います。もっと市の協力が必要になると思います。
- ◆ 下水道、用水路、側溝の清掃を市に依頼しているが、回数が少なく、中々順番が回ってこない(住民からの要望が多い)。
- ◆ 市は災害時要支援者を募集し、自治会未加入者も含めて自治会に支援するよう要請してくるが、未加入者まで支援することには、自治会員の賛同が得られない。
- ◆ 要支援高齢者世帯に対する支援体制に問題点がある(要支援者数は判明しているが、個別には不明。個人情報収集と取扱いの問題)。
- ◆ 要支援者を自治会で支援して一時避難所に避難できるように取り組んでいるが、その後、要支援者が避難生活をする福祉避難所には市が開設・運営(場所はコミュニティセンター)することになっているものの、市が福祉避難所開設・運営の手配を進めていない。
- ◆ 街灯の切れている箇所はまめに替えていただきたい。雑草の草刈はまめに行っていただきたい。
- ◆ 車を借りたい時、土日のみとなっている。平日に借用できないか。
- ◆ 何度か問い合わせもさせて頂きましたが、資源ごみの出し方が雑(出し方がわからないか?)な事も多く、住民(ごみ係)の負担が多い時もあり、困っています。看板を作っていただいたので、それで様子を見ます。内容は、プラスチックなどの可燃ごみが資源ごみ回収ステーションに出ている。資源ごみの日に木材が出されている等です。回覧してお願いしているのですが、なかなか守れずに困っています。
- ◆ わが地域に防火水槽の設置が少なく、ほとんどの家庭が井戸水を使用。先日、火災発生時もかける水がなく消防車が何台来ても、しばらくは何もできない状況。「防災龍ヶ崎」を掲げているのであれば防火設備も設置してもらいたい。
- ◆ 初めて会長になり、町内会で問題が発生して役員で解決できない時に何度か市役所に相談に行きました。犬のフン害で相談しに行ったときは、環境対策課では「看板を付けて様子を見てもらって…」の一点張り。道路整備課で「イエローチョーク対策をやると思うのですが…」と言えば、「そんなんでフン害がなくなるとは思いますか?! 逆に市役所に苦情が来るので正直言えばやめていただきたい」と。市役所の方

から言わせれば「そんな些細なことで」なのでしょう。これがお役所仕事なのか。これからは町内で何とか解決していきます。

- ◆ 入居者の高齢化が進んでおり、一番気にしているのは災害時です。現在、老人が老人に手助けしなければいけない状況です。具体的に、どうすれば良いか市からも適切な指導は相談しても何もありません。

◆「住民自治組織(区・自治会・町内会等)に関するアンケート調査報告書」

【問合せ先】

龍ヶ崎市 市民経済部 地域づくり推進課 コミュニティ推進グループ

電話 : 0297-64-1111 (内線437)